

新型コロナウイルスワクチンの接種について

※9月3日現在

転入された方の新型コロナウイルスワクチン接種券について

町に転入された方で、新型コロナウイルスワクチン接種を希望される方は、町が発行する接種券が必要です。(転入前の市町村で発行された接種券は使用できません)

接種を希望する場合は接種券の交換申請をしてください。

申請場所 保健センター(砂子西河原14の3)

- 持ち物**
- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証など)
 - ・旧接種券(転入前の自治体から接種券を発行された方のみ)
 - ・接種済証(1回接種済みの方は必ず必要です)



他の予防接種との間隔について

新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種(インフルエンザ等)を受ける場合は、2週間以上間隔を空けて接種してください。

問合せ先 大治町新型コロナワクチン接種センター ☎(444)8211
保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714



デザインを一新。町の魅力を効果的に伝えます。



スマートフォンやタブレットからも見やすく使いやすくなります。



各種SNSとの連携をすることで情報発信力を強化します。



アクセシビリティに配慮し、誰もが見やすく、目的の情報にたどり着けるホームページになります。

※作業の状況により、上記日時が予告なく変更となる場合がございます。

問合せ先 役場 企画課 内線128